

「選定療養費制度」のお知らせ

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料（急性期病院 A 一般入院料）・・・一日につき **「3,185円」**

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重傷者病室に入院されている方
- ◎重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランクB以上）
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸器を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方（日常生活自立度ランクB以上）

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口までお尋ねください。

※その他、ご不明な点については、当院受付にお尋ね下さい。